

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組について

[今年度の取組状況]

普及・啓発事業

○取組事業

- 5月上旬～ 障害福祉課職員向け手話講座（障害福祉課）
実施日：毎週火・木の朝礼時 参加者 60 名程度
- 6月26日 市町村設置通訳者連絡会議（愛知県自治センター）
参加者：市町村設置通訳者 45 市町村 73 名
- 8月1日 県庁職員向けポッチャ・手話体験（本庁舎2階講堂）
参加者：知事、宮本副知事、森岡副知事、県職員 100 名程度
【協力 愛知県聴覚障害者協会等】
- 9月14、15日 企業向け 発達障害及び要約筆記に関する講演会
（名古屋東小文化劇場）
・「知ってほしいな発達障害のこと みんなちがってみんないい」
14・15日/参加者 400 名【協力 愛知県自閉症協会・つぼみの会】
・「きこえない人・きこえにくい人をしよう」
15日/参加者 200 名【協力 愛知県難聴・中途失聴者協会】
- 30年2月下旬～ 子ども向け普及啓発ワークシートの配布（50万部）
（配布先）
※小学校、特別支援学校〔児童・生徒1人に1枚配布（45万部）〕
中学校、高校〔クラスに1枚配布（2万部）〕
図書館、生涯学習センター、市町村障害福祉課（1万部程度）
- 3月11日 手話言語・障害者コミュニケーション条例イベント（オアシス21）
・ALSを知ろう【協力日本ALS協会愛知県支部】¹⁵⁰
・盲ろう障害を体験しよう【協力 愛知盲ろう友の会】
・あんまマッサージ体験【協力 愛知県盲人福祉連合会等】
・全盲の歌姫若渚さんと豊田大谷高等学校のコラボステージ
【協力 県立岡崎盲学校、豊田大谷高等学校】
・視覚障害者向けスマホ講座【協力 愛知県盲人福祉連合会等】

○手話派遣【あいち聴覚障害者情報センター】

- ・早川耳鼻科（8月7日）
- ・明治安田生命保険（10月16日）
- ・豊田大谷高等学校（平成30年2月2日、8日）
- ・日本添乗サービス協会（平成30年2月13日～複数回）
- ・武豊町立図書館（平成30年2月18日）

※計 16 回派遣

○取材・広告等の状況

- ・広報あいち「平成30年度愛知県要約筆記者養成講習会受講者募集」
【中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞】（平成30年2月4日）
- ・リビング新聞掲載（平成30年3月初旬号）

専門部会

【主な審議内容】

- 手話言語・障害者コミュニケーション条例の普及啓発事業について
- 愛知県障害者計画について

第1回愛知県障害者施策審議会専門部会

- ・日時 平成29年7月11日（火）午前9時30分～11時30分
- ・場所 愛知県本庁舎6階 正庁

第2回愛知県障害者施策審議会専門部会

- ・日時 平成29年9月26日（火）午前9時30分～11時30分
- ・場所 愛知県自治センター5階 研修室

第3回愛知県障害者施策審議会専門部会

- ・日時 平成29年11月28日（火）午前9時30分～11時30分
- ・場所 愛知県本庁舎6階 正庁

【その他】

- 手話言語・障害者コミュニケーション条例 災害時の情報発信等の意見交換会

- ・日時 平成29年9月11日（月）午後2時～4時頃
- ・場所 愛知県自治センター5階 研修室
- ・出席者 緒方氏（岡田委員代理）、加賀委員、金政委員、黒田委員、中島委員、永田部会長、西尾委員、牧野委員、水野委員、宮川委員（10名）
愛知県防災局防災危機管理課・災害対策課
健康福祉部地域福祉課・障害福祉課

手話言語

障害にあった

コミュニケーションって!?

愛知県に「手話言語・障害者コミュニケーション条例」が出来ました



ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン
ドイツの音楽家。20代の頃から耳が聞こえなくなる。しかし、「運命」など世界的に有名な曲を作った。

手話は手や指の動きで気持ち伝える「言葉」である♪
障害に合ったコミュニケーションがある#

色と形で

キラリンの横にウマ？
色使いも鮮やかなキラリンとウマ。しかし、見る人の気分により、その表情は楽しくも悲しくも見えます。磯崎さんの作品は、動物の絵が多く、その絵一つ一つは、かなりの集中力で描かれています。磯崎さんは、知的障害がありますが、色や形で色々なことを伝えてくれます。

「キラリンメスさんウマオスくん」
磯崎 亮
所属：株式会社川本第一製作所



手・指の形

文字や絵で

コミュニケーション方法

2017年10月に開催された「第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」での手話パフォーマンスステージの様子。手話を使い、共生社会を伝えるダンスや演劇を披露しました。写真の手話は大きな動きで「がんばろう」を表しています。華やかで、迫力あるパフォーマンスは、手話の魅力や手話が優れた伝達手段であることを教えてくれます。

愛知県立杏和高等学校JRC部
（「第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」準優勝）



かたじけなく

手の感覚と声で

とても力強く、いきいきとした書の作品です。「ありがとう」は若渚さんの大好きな言葉です。若渚さんは、ホノルルマラソンを完走したり、テレビに出演し、歌声を披露するなど、とても行動的です。若渚さんは、視覚に障害がありますが、声をたよりに書いた文字にはとても勢いがあり、見た人に元気と勇気を与えてくれます。

若渚（上田若渚）
所属：愛知県立岡崎盲学校高等部普通科3年生

障害にあった

コミュニケーションを考えて、 いろんな人とつながろう！

サイコロを作って みんなであためしてみよう！

①と④・②と④
など、同時にためしてみよう

のりしろ

2 耳をふさいでみよう

ためしてみよう！

- 先生が呼んでいるけど？
- 学校のチャイムがわかるかな？



ヒント！ ジェスチャーや文字で伝えよう

のりしろ

ごえ
声かけ (目が不自由な方)

急に押したりするとびっくりするので、「お手伝いしましょうか?」と声をかけてみましょう~



3 目を閉じてみよう

ためしてみよう！

- まっすぐ歩けるかな？
- 友達がどこにいるかな？



ヒント！ 声で伝えてもらおう

障害にあった

コミュニケーションを考えて、 いろんな人とつながろう！

サイコロを作って みんなであためしてみよう！

①と④・②と④
など、同時にためしてみよう

1 目と耳をふさいでみよう

ためしてみよう！

- 移動できるかな？
- 友達とのコミュニケーションはどうする？

ヒント！ 手のひらに字を書いてもらおう

4 違う感覚を体験してみよう

ためしてみよう！

- 手ぶくろをして小さなボタンをはめられるかな？
- 3人同時に違うことを話しかけられたら？



ヒント！ 道具を工夫したり、絵や文字で伝えてみよう

5 手足を動かさず声も出さない

ためしてみよう！

- 気持ちかが伝えられるかな？
- 表情を使わず合図できるかな？

ヒント！ 目を使って伝えてみよう

スマートフォンで読み取ると、
話しだすよ！

※スマホでUni-Voice 皿をインストールしてね。

おんせいの
音声コード (Uni-Voice)



手話言語・障害にあったコミュニケーション手段を
体験できるイベントを開催します！

〇日にお： 2018年3月11日(日) 11:00~17:00

〇場所： 名古屋栄 オアシス21

〇内容： あんま体験や盲ろう者体験、
若手さんのスティーシなど

てんじ
点字 (目が盲くて書ける文字)

点字は指の先で触って「読む」
文字だよ。手で触ってわかる
ように、ぼつぼつと盛り上
がっているよ。(名古屋市営
地下鉄「御器所駅」)

北改札口

のりしろ

のりしろ

のりしろ

協力 社会福祉法人名古屋ライオンハウス、特定非営利活動法人愛知県自閉症協会・つぼみの会、一般社団法人愛知県身体障害者福祉
団体連合会、愛知盲ろう者友の会、愛知登録要約筆記者の会、特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会、社会福祉法人杏葉
会一宮医療教育センター、名古屋大学、日本ALS協会愛知県支部、社会福祉法人愛知県盲人福祉連合会、愛知県知的障害者育成会
一般社団法人愛知県聴覚障害者協会、愛知ろう手話通訳問題研究会、学校法人聖徳学園岐阜聖徳学園大学、株式会社川本第一製作所
愛知県立杏和高等学校、愛知県立岡崎高等学校、学校法人電波学園あいち造形デザイン専門学校(イラスト：カズトキス・ソルソル・チェニア)

お問い合わせ 愛知県健康福祉部障害福祉課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
Tel: 052-954-6697 Fax: 052-954-6920 E-mail: shogai@pref.aichi.lg.jp

のりしろ

手話言語・障害者コミュニケーション条例
ワークシート配布に際してのお願い

愛知県健康福祉部障害福祉課

別添A 4両面のワークシートの配布に併せ、教員の皆さんから、本条例の趣旨や障害について、児童・生徒に御説明いただけるよう、**説明要旨**をご用意いたしました。是非とも、ご活用いただけますようお願いいたします。

配布の趣旨

- ・本県では、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、平成 28 年 10 月に「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定しました。
- ・障害の特性やそのコミュニケーション手段を理解することは、障害のある人と共に安心して暮しやすい地域社会をつくる第一歩となります。
- ・児童、生徒が本条例に触れ、障害について認識を深め、人と人とのコミュニケーション（他の人との関わり）について考えることは、豊かな心をはぐくむ機会となります。

説明要旨

【全体】

- ・「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の「条例」は、どの人にとっても良いと考えられることを、愛知県の人たちが話し合っただけで決めた、みんなで守る大事なルールです。
- ・『手話言語』とは？…手話を知っていますか。手話は聞こえない人たちが身振りなどで話したいことを表す時に使う言語です。日本語を使って話すように、手話は、聞こえない人たちの言語です。
- ・『障害者コミュニケーション』とは？…自分の考えや言いたいことを伝え合うことがコミュニケーションです。しかし、障害のために、周りの人と伝え合うことが難しい人がいて、とても困ることがあります。このため、どのようなことに困っているのかをみんなが知ることで、どの人も安心して生活できるようになります。
- ・この2つの大事なことを覚えて、どの人にとっても暮らしやすい社会となるよう目指しましょう。
- ・ワークシート表紙では、それぞれの障害にあったコミュニケーション手段があることを絵や写真などで紹介している。
- ・例えば、耳が聞こえない人のコミュニケーションは、手話の他に文字や絵で伝える方法がある。言葉や行動がうまく伝えられない人は、色や形、絵で自分の気持ちを伝えることもある。また、「ありがとう」という文字は、目が見えない人が手の感覚や声で教えてもらって書いたものです。
- ・ワークシート裏面では、例えば、耳が聞こえない友達がクラスにいたとしたら、その友達はどうやって周りの人に気持ちや考えを伝えるだろうか？周りの人はどのような手助けができるのだろうか？また、もし自分の耳が聞こえなかったらどのように伝えるのか？を考えてみよう。
- ・誰もが相手のことを考えて動ける人になろうというのが、この「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の大事なルールの目的です。

・(以下について、是非説明をお願いいたします。)

具体的に、〇〇障害には、△△といった特性があり、コミュニケーション手段としては□□があります。(以下参照)

障害	障害の特性等	コミュニケーション手段等
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚に障害のある方の聞こえ方は「全く聞こえない」、「少し聞こえる」など一人ひとり違います。 ・補聴器をつけてある程度話声が聞こえる人もいますが、音は聞こえるが、何の音か分からない人もいます。 ・話すことはできても聞こえないことがあり、間違ったとらえ方をする場合もあります。 ・生まれた時から聞こえない方や、途中で聞こえなくなった方がいます。 ・目、文字や図から情報を得ています。話せていても聞こえないことがあります。 ・話している相手の口の動きを読みとり、内容を補っている人もいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇手話や指文字、筆談などを利用したコミュニケーション方法があります。(※誰もが手話や指文字を使えるとは限りませんし、筆談が苦手な人もいます。) ◇大声で話すとは逆に聞き取りにくくなることもあるため、普通の声でゆっくり、はっきり話す。 ◇会話をする時は、相手の口の動きをみます。はっきりとした口形なら短いことばを理解できる人もいます。
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に障害のある方の見え方は、「全く見えない」、「少し見える」「ぼやけて見える」など様々ですが、白杖を持っていたり盲導犬を連れていたりいる方もいますが、外見から視覚障害と分かりにくい方もいます。 ・音声や手の感覚などで情報を得ています。一人で移動することが難しいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇音声や点字等のコミュニケーション手段があります。 ◇何か困っていたら「お手伝いしましょうか」と声をかける。 ◇誘導するときには、肩や腕を持ってもらい誘導してください。
盲ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚と聴覚の両方に障害があることを言います。 ・「全く見えず・聞こえない」、「全く見えず・聞こえにくい」、「見えにくい・聞こえない」、「見えにくい・聞こえにくい」の4つに分かれます。 ・コミュニケーションの支援や移動するときの介助が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「全く見えず・聞こえない」方には、手のひら書き、指点字、触手話等、「全く見えず・聞こえにくい」方には、拡大音声(補聴器に向かって話す等。), 「見えにくく・聞こえない」方には、見える位置に近づき、手話や要約筆記などのコミュニケーション手段があります。 ◇その方に合ったコミュニケーション方法の確認が必要です。
発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・脳の一部の機能障害で理解や行動の点で生活しづらいことがあり、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害などの障害があります。 ・外見からは分かりにくいので、周囲から障害を理解されにくいことがあります。 ・長時間じっとしていることや、相手の表情やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な人がいます。 ・感覚(聴覚、触覚、嗅覚、味覚、痛覚)に過敏な人と、鈍感な人がいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇簡単な文字や絵、写真、実物などを示すとコミュニケーションが取りやすい人が多いです。 ◇本人が落ち着きつける環境で、あいまいな言葉や言い回しはせず、できるだけ短く簡潔に伝えることが必要です。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガなどにより、上肢や下肢の一部や全部に障害があります。 ・車いすや義足などが必要で、歩くことが困難な方や、体にまひがある方がいます。 ・声を出すことが困難な方もいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇音声や文字盤などのコミュニケーション手段があります。 ◇困っているときは、声をかけてどのような支援を必要としているのか確認することが必要です。
筋萎縮性側索硬化症 ALS	<ul style="list-style-type: none"> ・身体を動かすための神経が変性する病気で、原因不明な進行性の難病です。 ・全身の筋肉が動かなくなり、言葉を発することに支障が生じますが、物事を理解する能力は変わらず、自ら判断することが出来ます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇筆談、文字盤、視線、重度障害者用意思伝達装置などのコミュニケーション手段があります。 ◇進行性の難病のため状況に応じて、コミュニケーション方法を適宜変えていくことが必要です。

【コラム1】手話は言語

・平成18年に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、手話が言語に含まれることが条例に明記された。手話は、ろう者が日常生活や社会生活において意思疎通を図るために使用している、独自の体系を有する言語であり、音声言語と同じ文化的所産。

【コラム2】障害のある方のコミュニケーション手段

・手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、手のひら書き、触手話(触れる手話)、指点字、指文字、平易な言葉、絵図、重度障害者用の意思伝達装置(パソコンなどを使い音声で伝える)等がある。